

クアラルンプール・マラヤ高等裁判所への先住民族チェウオン族代表による宣誓供述書 (一部抜粋・要訳) 注：下線は訳者により付加

裁判で争点となる法令・規則

- ・ 環境基準法（1974年）34A(3)項に基づく環境庁長官の決定
- ・ 環境基準法（1974年）34A(2)項に基づく報告書
- ・ 先住民法（1954年）2、6、7、9、10、11、12および13項
- ・ 森林法（1984年）11項
- ・ 連邦憲法5条
- ・ 高等裁判所規則（1980年）53令、および、裁判所法（1964年）付属文書25(2)項および第1パラグラフに基づく申請

原告及び被告

原告：先住民族チェウオンからは、PEND OR BIN ANGERがチェウオンを代表して宣誓供述書を提出。

被告：1. 環境庁長官 2. パハン州政府 3. マレーシア政府

先住民族チェウオンの生活（パラグラフ1～10）

- ・ 私は、セノイ族のチェウオンで、1931年、パハン州ラウプ生まれ。クラウ野生生物保護区内のジャングル地域で生活。私達は、消費用・売却用のバナナの木を植え、タピオカやサツマイモ等を植えて生活。現在の生活様式に満足し、漁業、猿や食用の小動物も捕っている。私達は、居住領域内を転々と移動しているが、そのほとんどは、一度も地域外に出たことがない。
- ・ 私は、私の居住地域内のチェウオン族全員（子供を含め36名）を代表する権限を与えられ、私の民族の権利を擁護するために、この申立てをしている。

チェウオン族への事業に関する情報の周知の不備（パラグラフ11～14）

- ・ 数年前、大学の研究者と名乗る数人から、ダム建設計画を知らされた。事業について再び耳にしたのは、そのずっと後で、先住民族問題担当局の代表からダム建設による移転の可能性について知らされた時。ダムが私達の住んでいる場所の近くに建設されてもここに住み続けると、先住民族問題担当局の代表に伝えた。
- ・ 私達は事業について一切知らせを受けることもないまま、ダム建設が進められることを知らされた。

チェウオン族との事前協議・合意なしに作成・承認されたEIA（パラグラフ15～17）

- ・ 環境庁長官は、事業承認の前に環境影響評価書（EIA）について、私達に知らせる必要があるが、2001年EIAは、私達に知らされること無く承認され、私達は弁護士から同EIAの承認について初めて知らされた。

EIAの公開状況（パラグラフ18～20）

- ・ 環境庁長官の書簡で、同EIAのコピーは、マレーシア政府から入手しなければならず、また環境庁の図書館では、同2001年および2003年EIAの閲覧しかできないことを知った。その後、私達の弁護士は、マレーシア政府に対し（EIAを）請求。しかし、マレーシア政府は、同EIAの予備のコピーが切れており再発行しなくては渡せないとした。

EIAの不備 評価されていないチェウォン族への影響（パラグラフ21～30）

- ・ 2003年EIAには、私達の民族6家族のうち1家族がダム事業に同意したとあるが、私達は個別的な決定をできない／習慣がない。実際、私達民族の誰一人として、同事業に同意しておらず、2003年EIAにあることは真実ではない。事業者とテムアン民族の数人との会合はあったようだが、私達は会合に参加したことも、代表を送ったことも、意見を求められたことも一度もない。2003年EIAについて私達の民族への通知は一切なくEIAが環境庁長官により承認された
- ・ 環境庁長官は、ダム建設が私たちの活動地域内にあることから、2001年EIA及び2003年EIAの承認前に、私達の意見を聞くことが義務付けられているが、それをせずに両EIAの承認に至った。

先住民族に対する被告の権利侵害／義務不履行（パラグラフ31～36）

- ・ マレーシア政府は、EIAの複写について新聞で通知したようだが、私達のほとんどは、読み書きができず、新聞に書いてあることは、私達の知りえる範囲ではない。
- ・ スンガイ・トゥミルの先住民族保護区¹の公告がパハン州政府およびマレーシア政府により撤回された。これは先住民族に対する義務の不履行を伴う決定。
- ・ 私達の地域内における同ダム事業のすべての建設を承認したマレーシア政府の決定は、私達、マレーシアの先住民族の福利を保護する義務の不履行。

事業の代替案検討におけるEIAの不備（パラグラフ37～51）

- ・ 2001年EIAは、「環境影響評価ガイドラインのハンドブック」（「ハンドブック」）、及び「ダム及び／もしくは貯水事業のための環境影響評価ガイドライン」（「ダム・ガイドライン」）を遵守していない。これらは、環境基準法（1974年）34A(2)項に基づき、遵守が義務付けられている法的ステータスを有する。しかし、2001年EIAでは、事業の選択肢を合理的又は適切に説明していない等、ハンドブック、および、ダム・ガイドラインの規定を遵守していなかった。環境庁長官の権限は、事業の別の選択肢と正当化の根拠を詳細に比較し、同EIAを比較考察すること。環境庁長官の決定は不当。

野生生物への影響評価におけるEIAの不備（パラグラフ52～76）

- ・ マレーシア政府は、野生生物に関する詳細な調査を実施せず、2週間で調査を実施、絶滅危惧種・野生生物課に保護指定されている種の十分なデータを説明・提示していない、間接的環境影響予測の未実施、正当な根拠もなく植物相・動物相を限定的に選択等、ハンドブック及びダム・ガイドラインの規定を遵守しなかった。また、建設過程での動物相への影響に関し、いかなるデータ／調査／分析にも基づかない一般的な陳述と結論を繰り返している。
- ・ 2001年EIAが環境基準法34A(2)項の規定を遵守しているという環境庁長官の決定は、ダム・ガイドラインやハンドブックの規定を考慮しておらず、不合理。

事業の先住民族への影響とEIA承認の無効性に関する再確認（パラグラフ77～79）

- ・ 環境基準法34A項に基づく環境庁長官による承認は、説得力のない不合理で、環境省長官の権限を越えるものである。

2007年10月7日、パハン州ラウブにて、BEDU BIN ANの通訳を通じた、PENDOR BIN ANGERによる証言（右親指の指紋） 宣誓管理官の前にて

¹ 私達の狩猟やスカベンジャーの地域、また、私達の居住地を含む